

<通知カードと個人番号カード交付申請書>

※切り取って
大切に保管し
てください。

←キリトリ線

通知カード 交付申請書から切り取り、大切に保管してください。

交付申請書 個人番号カードの交付を希望される方は、郵送された通知カードの下に付いている個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し顔写真を貼付のうえ、紙から切り取り、同封されている返信用封筒に封入し、郵送により申請してください。なお、個人番号カードの交付申請は自宅のパソコンやスマートフォンなどでも行えます。



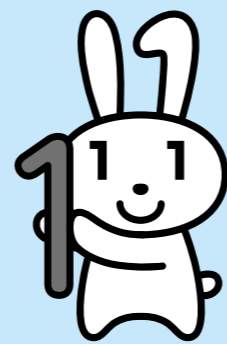
氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が表示され、身分証明書として利用できます。

(注意) 交付申請の際の写真については下記のものをご用意ください。サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)、最近6カ月以内に撮影、正面、無帽、無背景のもの



マイナンバー(個人番号)が記載され、マイナンバー(個人番号)を証明することができます。

個人番号カードの交付を希望される方は、申請により10月以降受け取りができます



マイナンバー

<社会保障・税番号制度>が始まります!

その6

今月から、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。



マイナンバー(通知カード)が10月から11月にかけて
転送不要の簡易書留で届きます

平成27年10月以降、皆さんのマイナンバー(個人番号)が記載された通知カードが、住民票の住所宛に送付されます。この『通知カード』は、住民票があるすべての方に交付されますので、大切に保管してください。

- 世帯ごとに送付されます。(一通で8名まで)
- 簡易書留(世帯主宛)で届きます。
- 転送はされませんので、ご注意ください。
- 不在により、受け取る事が出来ない場合には、不在連絡票の案内のとおり郵便局へ確認の上、受け取ってください。



※同封されるのは以下の4点です。

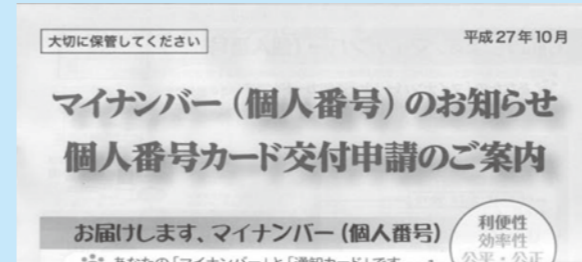
①宛名台紙



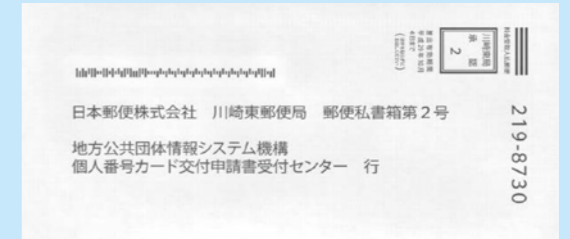
②通知カードと個人番号交付申請書



③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



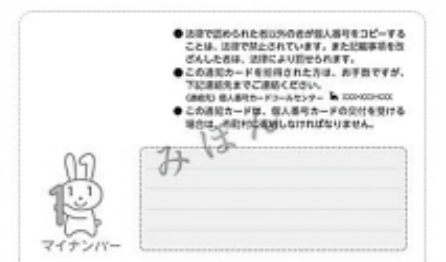
④個人番号カード申請の返信用封筒



<通知カード>



【おもて面】



【うら面】

通知カードはおもて面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)が記載されますが、顔写真は記載されません。なお、通知カード単体では、本人確認の際の身分証明書として利用することはできません。今後、市役所などの手続きの際に、マイナンバー(個人番号)が必要になる場合があるので、絶対に無くさないように注意してください。